

**介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ宮前
入所運営規程**

(事業の目的)

- 第1条 医療法人徳寿会が開設する介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ宮前（以下「事業所」という。）が実施する介護老人保健施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した適正な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、事業所サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 事業所では、介護老人保健施設が地域の中核事業所となるべく、居宅介護支援事業所、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「安心」して「安全」に過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

- 第3条 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。
- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 名称 | 介護老人保健施設プラチナ・ヴィラ宮前 |
| (2) 所在地 | 神奈川県川崎市宮前区南野川3丁目23番1号 |
| (3) 電話番号 | 044-753-5530 |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所の従業者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。
- | | |
|---|------------------|
| (1) 管理者 | 1人（常勤専従医師1人が兼務） |
| 管理者は、介護老人保健事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。 | |
| (2) 医師 | 2人（常勤従業者のうち兼務1人） |
| 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。 | |
| (3) 薬剤師 | 1人 |
| 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。 | |
| (4) 看護職員 | 12人 |
| 看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。 | |
| (5) 介護職員 | 30人 |
| 介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。 | |
| (6) 支援相談員 | 2人 |
| 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。 | |
| (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 3人 |
| 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに必要なリハビリテーションを提供する。 | |
| (8) 管理栄養士 | 1人 |
| 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。 | |
| (9) 介護支援専門員 | 2人 |
| 介護支援専門員は、利用者の事業所サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。 | |
| (10) 事務職員 | 2名 |
| 事務手続き全般 | |

2 前項に定める者の他、必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

(従業者の勤務体制)

第5条 事業所の従業者の職種別勤務体制は、次のとおりである。

早番	7:00	～	16:00	介護職員
日勤	8:30	～	17:30	薬剤師・看護職員・介護職員・支援相談員 理学療法士・作業療法士・言語聴覚 管理栄養士・介護支援専門員・事務職員
遅番	11:00	～	20:00	介護職員・事務職員
夜勤	16:30	～	9:30	看護職員・介護職員
日勤	9:00	～	17:00	管理者(医師)

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、126人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第7条 介護老人保健施設サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 療養上の診察
- (2) 機能訓練
- (3) 看護
- (4) 医学的管理下における介護
- (5) 食事、その他のサービス

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、利用者が選定する特別な室料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、別紙利用料金表に掲載の料金により支払いを受ける。
- (3) 「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、市町から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

(身体拘束等)

第9条 事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第10条 事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(衛生管理)

第11条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第12条 事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会は、午前9時から午後7時30分までとする。
- ・外出・外泊は、事前に届け出を提出し、医師の許可を必要とする。
- ・飲酒は原則として禁止する。また、事業所内全館禁煙とする。
- ・設備・備品の利用は、定められた場所で注意をもって正しく使用する。
- ・所持品・備品等の持ち込みは、品物によって制限する。
- ・金銭・貴重品の管理は、やむを得ない場合を除き、本人、家族管理とする。
- ・外泊時等の事業所外での受診は、緊急時、歯科を除き、受診は不可とする。

- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

（従業者の服務規律）

第13条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（従業者の質の確保）

第14条 従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（従業者の勤務条件）

第15条 従業者の就業に関する事項は、医療法人徳寿会の就業規則による。

（従業者の健康管理）

第16条 従業者は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年2回の健康診断を受診しなければならない。

（守秘義務及び個人情報の保護）

第17条 事業所及び従業者は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業所は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。

（緊急時の対応）

第18条 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講ずる。

医療機関	病院名	医療法人社団 愛成会 京浜総合病院			
	住 所	神奈川県川崎市中原区新城一丁目 2 番地 5			
	診療科	内科・外科・小児科・整形外科・耳鼻咽喉科・眼科・産婦人科・皮膚科・泌尿器科・放射線科		入院設備	あり
歯 科	病院名	社会福祉法人ハートフル記念会 ブライトデンタルクリニック多摩			
	住 所	川崎市多摩区登戸 3 3 5 1－6			

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第19条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努める。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに実施する。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

（苦情処理）

第20条 介護保健施設サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 本事業所は、介護保健施設サービスの提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した介護保険施設サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（非常災害対策）

第21条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (2) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (3) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (4) 防火管理者は、事業所従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（虐待防止に関する事項）

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第23条 運営規程の概要、事業所従業者の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。

- 2 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人徳寿会の役員会において定めるものとする。
- 3 事業所は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附則

この運営規程は、2014年11月1日より施行する。

2018年 4月1日 従業者の職種別勤務体制（就業時間変更）

2020年11月9日 住居表示変更

2021年10月1日 改定

2025年2月1日 改定